## 平成 28 年度 PRTR 届出外排出量の 推計方法等の概要

## 平成 30 年3月

経済産業省製造産業局化学物質管理課環境 省環境保健部環境安全課

## 目 次

	I.	. 推	<b>性計方法の基本的考え方</b>	<u>頁</u>
1.	法	令の	の規定 ····································	1
			的な考え方 ····································	
3.	こ∤	ιŧ	Eでの取組·······	4
4.	東Ⅰ	日之	本大震災を踏まえた推計の考え方	4
5.	各	事具	頁の算出方法の概略	4
	(1)	対	象業種を営む事業者からの排出量	
	(2)	対	象業種を営まない事業者からの排出量(非対象業種からの排出量)	
	(3)	家	庭からの排出量	
	(4)	移.	動体からの排出量	
	(5)	そ(	の他	
6.	推詞	計プ	方法の見直し等について	15
参	考1	. ×	対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量1-	- 1
参	考2	. 扂	農薬に係る排出量2-	- 1
参	考3		段虫剤に係る排出量(家庭用殺虫剤、防疫用殺虫剤、不快害虫用殺虫剤	
		:	シロアリ防除剤)3-	- 1
			妾着剤に係る排出量4-	
			塗料に係る排出量······	
参	考6	. %	魚網防汚剤に係る排出量6-	- 1
参	考7	. %	先浄剤・化粧品等に係る排出量(界面活性剤、中和剤)7-	-1
参	考8	. ß	坊虫剤∙消臭剤に係る排出量┈┈┈┈┈ 8-	-1
			凡用エンジンに係る排出量9-	
参	考 1	0.	たばこの煙に係る排出量10	<b>—</b> 1
参	考 1	1.	自動車に係る排出量(ホットスタート、コールドスタート時の増分、	
			燃料蒸発ガス、サブエンジン式機器)	<b>—</b> 1
参	考 1	2.	二輪車に係る排出量(ホットスタート、コールドスタート時の増分、	
			燃料蒸発ガス)12	— 1
参	考 1	3.	特殊自動車に係る排出量(建設機械、農業機械、産業機械)13	<b>—</b> 1
参	考 1	4.	船舶に係る排出量(貨物船・旅客船等、漁船、プレジャーボート)14	<u> </u>
参	考 1	5.	鉄道車両に係る排出量(エンジン、ブレーキ等の摩耗)15	— 1
参	考 1	6.	航空機に係る排出量(エンジン、補助動力装置)16	<b>—</b> 1
参	老 1	7	水道に係る排出量17	_ 1

参考 18. オゾン層破壊物質の排出量	3—1
参考 19. ダイオキシン類の排出量19	<b>}</b> −1
参考 20. 製品の使用に伴う低含有率物質の排出量	) — 1
参考 21. 下水処理施設に係る排出量27	l <b>—</b> 1
Ⅱ. 推計結果(省令に基づく集計表以外の集計表)	<u>頁</u>
1-1. 平成25年度に推計対象とした排出源と対象化学物質	1
1-2. 平成25年度に推計対象としなかった排出源	6
2. 届出外の事業者等からの排出源別・対象化学物質別届出外排出量推計	結果
総括表(参考1~21)	7